

平成 30 年

第 13 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成30年 第13回 <u>定例</u> ・臨時委員会 議事録			
委員会 日程			会場
開会日時	平成30年10月31日 午前・ <u>後</u> 3時30分		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター3階 大会議室
閉会日時	平成30年10月31日 午前・ <u>後</u> 6時00分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出席者		欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人			佐藤 辰夫
1番委員 佐藤 辰夫			仲川 正道
2番委員 仲川 正道			
3番委員 中村 友子			
4番委員 信田 恵子			
議案説明のため出席した職員			
学校教育課 課長 山田 裕之 管理主事 濱田 晴明 課長補佐 伊藤 賢治 総務係長 飯田 誠		社会教育課 課長 渡辺 竜五 世界遺産推進課 課長 深野 まゆ子 子ども若者課 課長 市橋 法子 子育て企画係長 平岩 繁美	
傍聴人	<u>有</u> ・無	1人	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果
なし

会議に付議した事件の題目

議案第 52 号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 53 号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 54 号 佐渡市立中学校部活動指導員設置規則の制定について

協議事項 佐渡市部活動の在り方に係る方針について

報告事項

- 1 国からの「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の課題説明
- 2 相川地区統合保育園建設計画の進捗について
- 3 学校情報について
- 4 その他
 - ①畑野行政サービスセンターの活用方法（佐渡総合教育センター）
 - ②教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書について
 - ③学校視察（兼給食試食会）について

次回定例会の開催日等

採決の結果、可否の数を計算したときは、その数

なし

請願、陳情

有・無

有の場合、別紙のとおり

その他必要と認めた事項

特になし

【議事の概要】

<p>・ 渡邊教育長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後 3 時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今から平成30年第13回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 始めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、佐藤委員と仲川委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。 ・ 日程第 2、議案第52号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<p>・ 渡辺社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、議案第52号につきましてご説明いたします。 ・ これにつきましては、今両津支所等の建設を行っているということで、おおむね 1 月中に完成をして、1 月末をめどに引っ越しをしていくという状況で今調整をしているところです。公民館もそれに併せて今現在の場所から新しい両津支所の方に移行するというこの条例の制定についてをお願いするものです。 ・ 公民館条例の一部を改正する条例ですが、1 つ目が場所を畑野甲533番地から両津湊198番地に変更するものです。両津地区公民館の一部が梅津2314番地 1 にあるものを両津湊198番地に改めるということで、公民館自体が両津湊198番地ということになるということです。 ・ もう一つは、使用料です。これは、公民館の管理する部屋として、新しい場所では、会議室 1、2、3、第 1、第 2、第 3 学習室と和室という 7 部屋を管理するということになっております。 ・ この使用料金につきましては、面積換算でございまして、会議室平米 6 円かける面積ということで、100円未満切り捨てで計算しています。これは、公民館全体の換算の仕組みでございまして。 ・ 附則については、施行日が入っておりませんが、これにつきましては、引っ越しをする日が確定したところで施行日の方を定めて、その中で施行させていただきたいということでお願ひするものです。 ・ 新旧対照表の説明は割愛させていただきます。それが 3 ページ、4 ページです。
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、ただ今の説明につきまして、質問等ありましたらお願ひします。よろしいですか。
<p>・ 委員全員 ・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。 ・ 本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<p>・ 委員全員 ・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第52号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡辺社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次、日程第3、議案第53号「佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ それでは、議案第53号についてご説明いたします。 ・ これにつきましては、先ほどの52号と同じく図書館が梅津から新しい両津支所の中の4階を予定しておりますが、こちらの方に入ってくるということで、住所を変更するものです。それにつきましては、6ページ目をご覧くださいと思います。ここは、利用料等はございませんので、住所事項の変更ということになります。梅津2314番地1を両津湊198番地に改めるという住所の変更のみということになります。7ページが新旧対照表です。 ・ また、併せまして附則につきましても、同じように移転について最大限、できるだけ早くということで、市民の皆様、図書館の利用者の方からもご意見をいただいておりますので、できるだけ早く施行日を決めていきたいと考えているところです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に質疑ありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。同じく移転に伴うものでございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、質疑なしと認めます。これより採決いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第53号「佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、次に、日程第4、議案第54号「佐渡市中学校部活動指導員規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、8ページをご覧ください。議案第54号「佐渡市中学校部活動指導員設置規則の制定について」をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本規則につきましては、今年度濱田管理主事が中心となって作成を進めている佐渡市部活動の在り方に係る方針、本日別紙でお配りしているかと思いますが、概要版と、それから案と書いてある冊子なんですけど、これにかかわって来年度以降部活動指導員の配置が可能になるように制定するものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月の定例教育委員会後の勉強会において、その内容を教育委員の皆様にも説明してご意見をいただきました。その後関係者を集めての意見交換会をこちらで開催しましたし、また各学校からも意見をいただき、それを集約した形のを9月の定例会で進捗状況として皆様方の方にも報告させていただきました。今回設置規則の制定について、その議決を求めるものではありませんが、それについては次の日程にある佐渡市部活動の在り方に係る方針についての内容を先に確認した上で行う方がよいのではないかと判断し、
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第5を先に協議いただきたいんですが、いかがでしょうか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 山田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ では、そのようにお願いします。 ・ では、議案第54号については一旦説明を、別の説明を先にということで進めたいと思います。 ・ 日程第5、協議事項に入ります。 ・ 佐渡市部活動の在り方に係る方針についての協議となります。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ 佐渡市部活動の在り方に係る方針について説明をさせていただきます。 ・ この方針の作成に当たり、これまで多くの意見をいただき、感謝申し上げます。本方針に関して、これまでの経緯と今後の取組の2つを中心に説明させていただきます。 ・ まず、1つ目のこれまでの経緯についてでございます。この方針作成に当たりまして、29年度、それから30年度の約2年間にわたって話し合ってきました。国、スポーツ庁の方針、新潟県のガイドラインの方針に基づき、また他県の資料を参考にして案をつくって、佐渡市の中学校長会、それから中学校体育連盟、新潟県教職員組合佐渡支部、そして各小学校からの意見をいただき、改善を加えてきました。内容としましては、佐渡独自の取組として、2つありまして、1つ目は第3日曜日、家庭の日に佐渡統一の休養日を設定したことと、朝練習を原則行わない、の2点で、それ以外は国と県の内容とほぼ同じようになりました。なお、本方針は子どもの視点に立って学校教育に関することのみになります。国や県の方針も同じく、学校教育に関する部活のみの方針となっています。ご理解ください。この方針が具現化するために、保護者、各スポーツ団体へ広報啓発活動が重要と考え、A4、1枚の概要版を作成しました。今後これを配布していく予定です。 ・ 2つ目の今後の取組ですが、今後の取組としまして、よりスポーツに親しもうとする子どもがいるわけです。また、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的に従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められていきます。このため今後佐渡市の実情に応じて長期的に地域全体でこれまで学校単位の部活動にかわり得る生徒のスポーツ活動の機会の確保、充実方策を検討する必要があると考えています。現在各競技団体が独自に子どものスポーツ力育成を図っていますが、協議の普及の観点から部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を学校と積極的に行うとともに、スポーツ協会等とも連携して、各地の将来有望なアスリートとしてすぐれた素質の生徒がいますが、そのような生徒の本格的な育成強化構想を導くことができるよう、そういったこともしていかなければいけないということは、重々理解しています。 ・ 最後になりますが、現状としまして、この市内の約8割以上の中学校で週2回の休養日を設けています、現状で。また、国からの調査も2か月に1
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>回来しているところで、そして部活動の休養日調査も行っているところです。今回は、先ほども言いました学校教育の部活動だけの方針ですが、今後社会体育、スポーツに関連して、国の方針が続いて出されることを期待しているところです。協議をお願いします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明、前回に引き続いてのものですが、今回は先ほどの日程第4のところ規則の制定に入りますので、その前にしっかりと方針の方を決めてから進みたいと思っています。 ・ 質問等ございましたらお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今ほど休養日の設定について、週2回以上、これは85.7%の中学校で現在も実施していると、アンケートに答えて、合点のいく数字だなというよりも、残りの14.3%ですか。どういうアンケートの答えをしているのかな、多いのか少ないのか、そのあたり教えていただけませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これは昨年度なのですけれども、週1回というのがありましたということです。 ・ 他に質問ございますか。 ・ 何点か質問があるんですが、少しずつさせていただきます。 ・ まず、この立派な資料ですが、佐渡市部活動の在り方に係る方針（案）というのは、（案）を今日とりたいという意味ですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。 ・ はい、わかりました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぜひ今年度中にしっかりと進めて、来年度は実施に移していただきたい。やるべきときにやらないといけないと考えております。細部で問題が出てくるかもしれませんが、そのことについては、十分対応しながら、より立派なものに、年を追うごとに進めてもらいたい。 ・ 要望ですけれども、しっかりとPDCAのサイクルを守って、何年かで改定を必ずするという見通しをもって進めていただきたい。 ・ もう一点なんですけれども、確か国でこれを始めたときのキャンペーンの始まりは、教員の働き方改革だったのではないかと理解していました。こうやって佐渡市のものに落とししてみると、教員の働き方改革の視点が残念ながら弱い。どこにそれが見えるかといいますと、1枚物の裏表印刷の基本方針実現のための3つの視点の③番。教員のワーク・ライフ・バランスの実現と書いておきながら、その下の改善の3つのポイントの中に教員の働き方についての軽減という視点が余りない。それが具現化されていないと感じました。もし入れるとすれば、ポイント3の外部との連携のところ部活動指導員、外部指導者等の活用を通して、教員のワーク・ライフ・バランスを実現すると盛り込んだ方がいい。せっかくの機会ですので、先生方が心身ともに健康でいい教育ができるようにという視点をぜひ盛り込んで、文章、文字として落としもらいたいとお願いをします。こういうふうに書いても、どこまで実効性があるかはわかりませんが、そう書かなければみんなが忘

<p>・濱田管理主 事</p>	<p>れてしまうということになると困りますので、できればお願いしたいと思 います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ちょっと思い出話をしますと、私は今から50年前、中学生をしておりま した。運動部に入っておりました。そのときに顧問の先生は一度たりとも練 習を見に来たことはありませんでした。休みの日も我々は練習しておりました が、一度も来ておりませんでした。そういう時代と今は変わって、教員が 目を離したすきに事故がもし起こったりすると、教職員の責任、学校の責任 が非常に重く問われるという時代になっております。それならばしっかりと 先生方を守ってやれるような視点をもって、文章化してもらえるとありがた いと思います。 ・ 今のお話を聞いて2点です。 ・ 1点目ですが、要望がありました点について必ずまたちゃんとできてい るかどうかということは何らかの形で会議等開いて、必ずやっていくという 方針です。 ・ 2点目ですが、教員のワーク・ライフ・バランスについて、そのとおり です。国が学校の業務の適正化の一つに部活動の適正化を上げてきていると ころです。おっしゃるとおりで、その点につきまして、教員のワーク・ライ フ・バランスの方をもう少し強調するという気持ちはわかります。これの作 成に当たりましては、確かにその部分につきましては、部活動指導員、この ページでいきますと、本方針の2ページに書いてありますが、仲川委員さん がおっしゃられたとおり、そこに部活動指導員等による、そういったことで 外部との連携、それによって図られるというのが一つでございます。あと、 この作成に当たりましては、確かに弱いというご指摘はもつともありますが、 いろいろ保護者等あるいは社会体育とかの反発等もちょっと予想しまし て、このような形の表現になったのは事実でございます。
<p>・渡邊教育長 ・仲川委員 ・濱田管理主 事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明いかがですか。 ・ 入れる余地はないということですか。 ・ 入れます。入れていきます。
<p>・渡邊教育長 ・中村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがですか。事前に何回か見ていただいていると思うので、大分 こなれてはいると思うのですが、それでもどうしてもということがございま すでしょうか。 ・ 文化部も準じるになっていて、その案の方は基本方針が生徒にとっても、 教員にとっても魅力ある部活動の実現というところで、希望制による自主的 な参加の促進とあるんですが、運動が好きな子にとっては、運動部が大好き で部活がしたいというふうになると思うんです。でも、実際に文化部がない 学校もあって、今の子どもたちは対極しているというか、とてもやりたい子 と、すごくやりたくない子といると思います。小学校の運動会でも走るのが 苦手な子たち、昔は速い人と遅い人とも関係なしに走らせたけど、大差をつ けないために今は遅い子は遅い子、運動が苦手な子は苦手な子という感じ

	<p>で、得意なところを伸ばしていくみたいな感じの教育になってきている。先生もそういうふうに接しているんですけど、文化部がなくて苦しんでいる子どもがいるのも事実なんです。自分が進学する学校、学区はないんですけど、近くの中学校に運動部しかない、でも部活には絶対に入らなくてはいけない、それがとても苦痛だと思って進学する子どももいるので、自主的な参加の促進というところになってくると、やっぱりどこの学校でも文化部をつくってあげることも必要なのかなというふうに思うので、この部活の在り方に係る方針を出すに当たり、その辺も少し考慮していただくと、子どもたちも精神的にいいのかなと。部活が苦痛で学校に行けなくなる子もいるので、その辺もちょっとうまく上げていってけるとありがたいです。</p>
<p>・濱田管理主 事</p>	<p>・ おっしゃるとおりでございます。ただ、文化部についても、本来部活動の話をしてしますと、自主的、自発的なんです。子どもたちがやりたいという部があれば、それを設置していくという、ただ教員の数ということで、今佐渡市全体の話をしてしますと、生徒の数が少なくなってきて、それで今部活の運動部の数も減ってきていますし、文化部もあつたところがどんどん減ってきている形なんですけど、でも再度先ほども言いました自主的な活動ですので、子どもたちの声があつたら各学校は検討するということになっています。</p>
<p>・佐藤委員</p>	<p>・ たびたびすみません。この部活動の年間活動計画、そしてまた実施報告があるかと思うんですが、年間活動計画は年間を通じて一応計画として一括出すものですね。そして、実施報告については、各月とか、学期とか、どうなるのかなと思います。というのは、業務の軽減ということからいくと、これは大変だろうな。実際教育活動の場合、いろいろな大会が入ってきたり、練習試合も相手のいることですし、今度今までなかったような佐渡は下越地区に入るということで、皆さん非常に中学校の先生方不安を感じて、大会運営から全て来年度から全部変わるということ、交通手段までみんな変わる。今まで会ったことのないチームと実際やる。でも、積極的に今年からもうやりたいという種目があつて、打ち合わせに入っているやにお聞きしておりますが、そういった中で最初から計画を立てて報告をせよ。非常に先生方にとっても終わってからまたやらなきゃいけない作業かと思うんですが、そのあたり何か作業といいますか、業務が増えるということについて、今までこれはなかったわけですから、その辺何か配慮されていますか。</p>
<p>・濱田管理主 事</p>	<p>・ 業務の負担が予想されるということ、ありがとうございました。それで、これを作成したときもやはり中学校長会あるいは中体連の方からもそういったご意見をいただきました。それで、まず出していただくのは、最後の報告だけでございます。報告だけにしました。活動の計画については、各学校であります、今までも。それをちょっと改善していただければというような、ここは記載例ということですが、この項目さえ載っていればいいということで、そのような形になっています。</p> <p>・ それで、報告は大変なんですけども、一番最初にやはり見通しを持つということが大切なので、これ最初にこの表があります。ここで年間見通しを</p>

	<p>もってもらって、ちゃんとそこで実施したかどうか、ただ丸をつけていくだけのものにしてありますので、そういったもので、まず見通しをいずれにしても、年間何日やるかというの見通しは絶対大切なので、そこでこの表があります。それを使っていただいて、それに丸をつけて、それだけはちゃんとやったと。途中で変わっても構いませんということなので、1年目、これを入力した人に聞いたんですが、そんなに難しくはないということなんです。1年目しっかり出ますと、その後も続けられるということで、そういったことで報告のみという形にさせていただきました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連して、この報告は計画はそれこそ何部、それから責任者となっています。こういう全体のものについては、ほとんどこれまでも学校では中間テストがいつあるから、その1週間前はやらない、夏休みは長期休暇中のときは、この日とこの日はやらない、もうこれは全ての学校が年間計画、事業計画で出しておりましたが、こういうふうにそれぞれについて出す計画を立てる。そしてこれの報告は特に名前はないんですけど、部活ごとなんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい、もっとつけ加えますと、県の方からこのような形がいいですよということであって、そのまま採用させていただいたんです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は県でいいんですけど、それは一つの形であって、やっぱりその地域の現場に合った、佐渡の場合は3つ、4つと顧問を兼ねている先生もいらっしゃるんです。そうすると、その都度それをみんな書かなきゃいけないわけで、非常に業務としては大変だな。一番最後まで学校に残って、9時、10時までかかって記録しているというようなことも十分考えられるんですが、場合によっては。そのあたりちょっと配慮をいただきたいなと、こう思うんですけど。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そういうことをなくすための方策ですので、実際には9時、10時なんて残っちゃ困るわけですから。現場の学校へ行ってみると、それなりに部活動の計画というのが黒板に張り出されたり、いろいろなところありますので、逆に言うと一つの統一した書式で取り組むことによって、これが目に見える形でしっかりと比較したりできるということもあるというふうに思いますので、先ほど言ったように9時、10時になってまだやっているというのは、もう絶対に、だから軽減して今回の場合、例えば今まで100%やっていたのが80%ぐらいに軽減されたとします。もっとか、本当はもっとだと思うんですが、そのうちの一部を管理するためにこういうのがあるというのが私は逆に言うと必要なことかなというふうに思っています。下げるために必要なことだというふうに思いますけども。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認ですけれども、新潟県のガイドラインで、この作成について触れてあったかと思うんですけども、つくりなさいという義務づけではなかったんですか、これについては。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すみません。そこまではちょっと確認をしていませんが。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確か県のガイドラインの中で、こういうものを作成するよという指

<p>育課長</p> <p>・濱田管理主事</p> <p>・山田学校教育課長</p> <p>・濱田管理主事</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・濱田管理主事</p> <p>・仲川委員</p> <p>・濱田管理主事</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・濱田管理主事</p> <p>・仲川委員</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・濱田管理主事</p>	<p>導が入っているために、それに準じて佐渡市もつくっているという形になっていると思います。でき上がったものを県に報告するとかいうのは、求められていないのでしょうか。</p> <p>・ すみません、そこは調べていないですが。</p> <p>・ 恐らく佐渡市独自でやるという形ではなくて、全県でこのようにしなさいという県からのガイドラインの方針に載っているものに準じて佐渡市も取り組んでいると思うんですけども、そのあたりもう一回確認の方をお願いします。</p> <p>・ はい。</p> <p>・ 書式が決まっていれば調査の方は短時間で終わると思いますので、確認だけをお願いします。仲川委員、どうぞ。</p> <p>・ 似たような質問なんですけど、私はこういう実績報告は必要だと思っています。新しい制度をつくったときに、それが緩やか過ぎてだらしのない制度にならないように、しっかり押さえるところは押さえながらも、事務量としては少なくなる工夫をしていくのは、当たり前のことだと思います。工夫していただきたい。</p> <p>・ 確認したいのは、この実績報告が最終的にどこに行くのか、学校の校長段階でとどまるのか、市教委に来るのか、あるいは県教委に行くのか、そのところはどうなっているんですか。</p> <p>・ 学校段階で終わりじゃなくて、市教委には必ず出すと。</p> <p>・ 校長の決裁を受けて市教委に出す。</p> <p>・ はい。</p> <p>・ その先は今確認しないといけないのですね。</p> <p>・ はい。</p> <p>・ もう一点お願いします。</p> <p>・ 次の議題とちょっと関係がありますが、外部指導者についてです。部活動指導員については今回佐渡市で設置規則をつくって、非常勤特別職の報酬制にするかと思うんですけど、部活動指導員ではない外部指導者についての扱いがいま一つ見えてこない。これはどういう位置付けになるのですか。</p> <p>・ この説明の8ページに、部活動指導員と外部指導者を分けて書いてあるんです。恐らく部活動指導員というのは、佐渡市で認めた報酬を出す部活動指導員だと思うんですけど、外部指導者というのは、一体どうなのか。</p> <p>・ これは同じ意味ですよ。</p> <p>・ 外部指導者、今までそれぞれ各学校でありましたが、違うのは、例えば3ページに「外部指導員とは」というのがあります。違いについては、大き</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 濱田管理主事 	<p>く2点あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在り方の方ですか。 ・ はい。これの3ページに「外部指導員とは」というのが定義づけられています。部活動指導員と今までの外部指導員とはどこが違うかということですが、大きく……
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いや、部活動指導員は次で設置規則つくるから、それで理解できるんです。次の議題をやれば。ところが、外部指導者というのは、位置付けがはっきりしていない。ここでざっと見る限りは、単独で生徒の指導はできないし、引率行為もできないし、報酬もないということになっている。今回どういう位置付けなんですか、ということをはっきりさせておきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回外部指導者が……
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部指導者についても、佐渡市教育委員会で責任を持つんですか。それとも各学校の校長が責任持つんですか。あるいは誰も責任持たないんですか。さっぱりわかりません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これの8ページのところに仲川委員が言うのは下の方ですよ。②のところに、外部指導者等の活用というところで、外部指導者のところに部活指導員というのと外部指導員というの2つ書いてあるということですよ。この違いは何か。濱田管理主事。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部指導者、今まで学校が責任をもって、そしてお願いしていたわけですよ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ お願いというのは、つまりボランティアとして協力していたという意味ですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうです、はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任は学校にあったんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動指導員に関しては、外部指導者全てがその数に対応できるというふうに到底考えておりません。県の方からも予備調査が入りまして、各学校にもし天井なしでかなうんだったら、どのぐらい部活動指導員として応募したいですかという調査をしたところ、13校で29名が上がってきました。ただ、実際、県の方がこの29名に、国の補助と県の補助と佐渡市で3分の1ずつ出すというのが今の補助制度なんです。29も補助の人数つけてくれるというふうには到底思えないので、佐渡市としては少なくともやってほしいと希望してきた学校が11校ありましたので、その11校に1名ずつは何とか入れてほしいということで、11という数を今県の方に要望しています。ただ、これも11が通るとも限りませんので、数が県から知らされてきた段階で、こちらで精査をして、どの学校のどの部活にお願いするかというのは、検討が必要になってきます。それは、今後の作業になってきます。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうしますと、それに該当した方は部活動指導員となりますが、それ以外の方たちは全員外部指導者という扱いにならざるを得ないわけで、その方たちはボランティアになりますし、いわゆる報酬もありませんし、指導の方も学校の責任でやるという形にならざるを得ないというのが現状です。 ・ ちょっと確認ですが、エキスパート事業のことを言うんですね。 ・ いいえ、エキスパート事業とは別です。 ・ これとは違う。 ・ はい。 ・ 部活指導員とエキスパート事業で言う外部指導者の2つの区分じゃなくて。 ・ 制度が違うんです、2つの。県がエキスパート事業を来年やるかどうかは、まだ明確に通知は来ておりません。外部指導員の制度については、今年から始めていますので、部活動指導員制度ですか、これについてはぎりぎりになって来たので、佐渡市は対応できなかったし、ほかの市町村もほぼ対応できていないんですけども、来年からは調査をちゃんと入れて、国が3分の1、県が3分の1、市町村から3分の1の持ち出しでやってくださいと、割当ても県の方から後で連絡が来るということですので、その割当てを見てこちらで検討していくという形になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他にここに書いてある外部指導者のうちの区分の2つは、今の部活動指導員とエキスパート事業で言う外部の協力する人間のお話ではないんですか。確認ですが。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず、外部指導者が各学校で最初をお願いして、ボランティアで来てもらいました。そうしたら、今度、県の方でエキスパート事業というのができたんです。それは、外部指導者に対してある程度日数が来ていたならば、それに対して報酬を払うということです。それも、県が2分の1、市が2分の1ということです。だから、外部指導者の中に全くボランティアの方と、それからエキスパート事業ということで、外部指導者としてということです。今回さらに部活動の指導員というのが新しくできました。そういうことです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2つがあるんですね。 ・ そこがこんがらがっている。それで、エキスパート事業については、来年度もありますと義務教育課長が言ったんですが、ちょっとそこはまだどうなるか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2つ存立するという、両方あるということ。 ・ それでこんがらがっている部分があるんですが、外部指導者の中に本当にボランティアの方、それからエキスパート事業、ただエキスパート事業については、各学校から出したんですけども、ちょっと厳しくて何日以上というのがありまして、結局佐渡市全体で3名しか認められませんでした。あとはボラ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 濱田管理主事 	<p>ンティアです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度ね。 ・ 今年度、それは外部指導者組、来年度さらにそこに部活動指導員という先ほども言っていたきましたが、自分たちで単独で指導もできるし、引率もできる、そういうのを国の方でも出してきているわけです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それに関連して、資料配付します。 ・ ちょっと先取りして聞いてしまって申し訳ないんですけど、部活動指導員というのは、非常勤特別職だということは、時給制ではなくて月額報酬という形になる事業なんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 ・ 伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時給1,600円。 ・ 条例の中で規定されるところに、別に予算の範囲内で別に定めるところがあって、条例は変えません。その中で、規則委任されて、規則の方で決めるようにします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その時給1,600円を3分割して、国と県と市で持つという形になるわけですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。それで、今お配りした資料はスポーツ庁のホームページから出ているものですが、その一番上の左側に今までの外部指導者の例がありまして、下にいきますと、今回の部活動指導員と外部指導者の活用についてのことが書いてあるので、これで区分がはっきりするかと思います。 ・ 先ほどのエキスパート事業については、外部指導者の活用の中で、実際に本当にボランティアだけの人と、申請して県の方から幾らかの報酬が出る人というふうに分かれるという形になっていると思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ちょっと紛らわしいところがありますけども、こちらの要綱、在り方の方針については、外部指導者等の活用ということで、含んでいるわけですよ。以前外部というのは、学校の先生以外という意味で使っていた部分があるので、この文章の中ではそうなっていますが、この中身というのは、言うならば部活動指導員と外部指導者がありますということで、説明がつくと思いますが、よろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すみません、確認です。そうしますと、来年度はいわゆる外部指導者の中に3種類の指導者ができるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。つまり部活動指導員という形で、単独でも指導ができるし、国の補助がついてやるという方と、それから県が進めているエキスパート事業の中に選ばれた方がいて、どちらにも選ばれない方は、本当にボランティアという、来年度に関しては3種類が混在している状況で、佐渡市としても何人配置できるかは国や県からのいただける定数と相談しながら、どの学校にどういう形でというのは、ちょっと検討する必要が出てくると、そういうことでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。 ・ はい、ありがとうございます。

育課長	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ でも、言葉としてはもう外部指導者の中に含めることができなくなるんです。報酬を払って、生徒の指導にかかわる人間ですので、もう外部指導者というのはふさわしくないんじゃないですか。だから、明確に分けるのであれば、外部指導者等ではなくて、部活動指導員は部活動指導員と分けるべきじゃないかな。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これからは正確にそうになっていくと思います。今これ文科省の方を見ても、全体が外部指導者になっていますから、なかなかはっきりと事業の進展ぐあいではそうは言っていないと思いますけど、これからは部活動指導員というのと、外部の指導者というものが明確に区分されるとと思います。そのように我々もしていかなければいけないと思います。 ・ 他にいかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ このエキスパート事業に関しては、学校現場にはもう話はおいているんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それは、エキスパート事業につきましては、先ほど説明不足で申し訳ありません。今年どうですかということで、話しかけたら、6名希望があったんです。それで6名上げたんですけど、3名しか、日数の関係とか、いろいろなことで条件がありまして、3名だけ認められたということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の質問は、現場の管理職がわかっているかということです、そのエキスパート事業というのが。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、6名が3名になる。その3名に絞り込むのは、県ですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そして、絞り込む観点というのは、私は具体的には本当にこの現場の状況を県が把握しているのかどうか、本当に必要性と云ったら失礼ですけど、例えばこの学校にすばらしい将来有望なバドミントンの選手がいる。片やそれほどでもないけれども、それがすばらしいのが1人いる学校と、とにかくここに熱を入れて、例えばサッカー一部を立ち上げたいから大勢集まっている。そういったようなときに、どういうふうにして選ぶのかな、あくまでもオリンピックの2020年に向けてどうエキスパート事業なのか、それとも学校の部活動を充実させるためにやるのか、その職員の軽減も含めて。量と質の問題がどうしてもかかってくると思うんですが、そういったことはわからないのかな。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の方で選びます。その際に日数等で要するに少なかったんです、何人かの方は、お願いしますと云ったんですけども、日数が年間70日以上とかというようにいろいろ規定があって、そこに残念ながらかからなかったということで、すみません、県の方がそれぞれの学校の様子というの、そこまでは把握していなかったと思います。今後要望として伝えていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがですか。よろしいですか。 ・ 質疑なし

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、今のを整理しますと、部活動の在り方に対する方針という、この概要版については、若干修正があるということによろしいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それから、佐渡市部活動の在り方に係る方針というのは、今のところこのままいきたいというふうに思っておりますが、意見等ございますか。よろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、異議なしと認めます。 ・ よって、佐渡市部活動の在り方に対する係る方針については、原案どおり承認されました。 ・ では、戻ります。 ・ 次に、日程第4です。さっきに戻りまして、議案第54号を引き続き議題といたします。 ・ 事務局の方から追加の説明ございますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、9ページをご覧ください。先ほども言いました国が学校の業務の適正化の取組の中の一つに部活動の適正化を掲げてきました。さらに、その中でこの部活動指導員の導入を掲げてきました。それを受けて作成したのが今回の本規則であります。特に重要なところを中心に説明をさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほども話題に出ましたが、これまでの外部指導員と大きな違いは2つあります。1つ目は、職務の内容でございます。第2条をご覧ください。(1)、部活動の練習、大会、練習試合等での実技指導、(2)、大会、練習試合等に係る生徒の引率を部活動指導員が単独でできるようになることです。 ・ 2つ目は、任用についてでございます。これまでの外部指導員については、各学校に任されておりました。今回の部活動指導員に関しては、第5条をご覧ください。校長が申請書を教育委員会に提出して、教育委員会がその部活動指導員の配置の可否を決定し、各中学校へ通知することになります。その他としましては、第8条をご覧ください。報酬及び費用弁償の経費についてですが、そこには書かれていませんが、国が3分の1、県が3分の1、佐渡市が3分の1ということになります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12ページ以降になります。12ページ以降は、必要な提出書類等になります。12ページ、13ページ、そこで申請書、推薦書を教育委員会に出すということになります。そして、14ページですが、そこで決定通知書を出し、15、16になりますが、毎月のそれぞれの部活動指導員の実績報告書を上げていただくということになります。 ・ 以上で説明を終わります。承認をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加の説明もございました。全体を通して質問等ありましたらお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幾つかあります。まず、1つ目、第2条ですが、審判又は大会役員とい

<p>・濱田管理主事</p>	<p>う仕事もさせることができる。これは私は余り賛成しない。学校の業務、生徒を指導する業務に専念していただく方がありがたい。大会業務ができるという形をとっておくと、大会運営の方に多くの時間を割いてしまって、本来やるべき生徒の指導等に残念ながら余り時間使えないということが、場合によってはあるかもしれない。特にその競技に十分通じている人の場合には、その地域で駆り出されることが多くなるのではないかという懸念をもって。6号については、再考した方がいいかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それから、第4条。確認ですが、(1)、教員免許状を有する者又は教員を退職した者、又は教員を退職した者をつけた意味は何なのか。教員退職者も免許状をもっているわけですので、これが必要な理由は何か。 ・ また、教員免許状としか書いてありませんが、具体的には例えば幼稚園から高校まで、どういうものを指しているのか。例えば中学校の部活動なら、中学校教員免許であるとか。何かそういう制限がないのか。その3点をお願いします。 ・ それでは、第4条の(1)からでございます。ありがとうございます。まず、教員免許状ですがこれは制限はありません。 ・ 2つ目ですが、教員を退職した者というんですけども、教員免許状が今更新されないと失効する場合があります。そういったことも踏まえてという意味です。それで教員を退職した者というものを含めました。 ・ それから、第2条の(6)については、これも教員にとって審判とか、大会役員という業務が大きいと考え、そして部活動指導員の方にも、これはやってもらいたいと、教員の業務の負担軽減という観点からも考えてこれを入れました。
<p>・仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ どう思いますか。現実的運用として。私はやはり指導員になられる方というのは、その競技の中ではなかなかのレベルの方で、その地域においてはその競技の重要な存在だと思うんです。そうなったときに、その方が大会業務にかかるとスムーズにいくかもしれないけれども、校長の指導監督のもとに行う職としては、余りふさわしくないのではないかという危惧もっているんです。
<p>・渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常これ大会で子どもを引率していく場合には、出張命令で行きます。ところが、(6)番、単独で行く場合には、これは命令できませんよね。引率であればいいんです。引率なければできないんで、単独で審判又は大会役員として行くということは、通常であれば職専免になるわけですから、そういう外部指導者としてよりも、競技者として行くということになります。だから、大会引率をしながら、子どもたちを引率しながら審判又は大会役員として行けるという、両方の意味であればこれはあった方がいいのです。今言った意味わかりますでしょうか。
<p>・仲川委員 ・渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかります。 ・ 単独の場合には、公立の学校の出張命令にはならないです。
<p>・仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その解釈は徹底できますか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判又は大会の役員でも、通常はそれだと思っんですけど、中体連、高体連同じだと思いますけど。どうぞ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現実問題として、大会運営のときには、役員として自校の生徒が勝ち抜けなくて残留、そういったときにも、役員として来てくださいと。審判の一人として来てくれないと、大会が成立しませんと、こういうこともいっぱいあります。特にこういうチーム数が減少してきますと、役員がいないがために大会運営に支障が出るというのが現にあるかと思うんです。ましてや今回の下越地区のようになってくると、かなりより厳しくなると今懸念しています。ですから……
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全く生徒がいない場合ということですね。 ・ そうです。そういう場合も現在は行っています。役員として出張しています。そうでないとできないから、大会が運営できない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員ですよ。 ・ 教員です。だから、そのかわりですから、大会に支障が出てくるという、逆に言うと、大会に参加している先生方の負担は大きくなる。出ない方がいいけど、出た方が厳しくなる。これははっきりしています。それから、それぞれにその学校にはその学校のチームがあれば、部活があれば、その人たちは役員のメンバーの一人に入っています、当然。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ だから、それはいいんです。ない場合に派遣してくださいと言われた場合です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それは規則にないのでできませんというのか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考意見どうですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスケットに関して言うと、外部指導の方に結構専門にやっていた人たちが、しかも有資格の人たちがいるということで、今も外部指導員としてやってもらっている人については、中学校の先生で専門じゃない方について審判を頑張ればできないわけじゃないんですが、上の大会になってくると、帯同する審判として外部指導の方がちゃんと審判としてやってもらっているということもあります。これで審判ができないというふうになると、先生方の負担が大きくなるということと、審判がいないことで、大会もうまくいかないということもあり得るんで、これはやってもらった方がいいんじゃないかなと私は思います。参考意見です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考意見でした。いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いや、難しいんですよ。本来その個別の学校の学校教育のための制度なんです。それが大会運営のためにということに変わってしまう可能性がある。有能な方ですから、指名される方というのは。だから、その点を押さえておかないといけない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場ではやっぱり中体連、高体連なりの判断というものもあると思うんです。どこ以上の役員であればこれは委嘱したいということになるというふうに思います。これ例えば北信越大会とか、全国大会の場合の役員というのは、これは命令できるようになっていますので、その点は十分あるというふうに

	<p>思うんですが、地元の大会で例えばオンリー、これだけで外部指導者に行ってもらいたいというのは、生徒が参加している場合が基本だというふうに思いますけど、ただ中体連なり、高体連、これ高体連ないですけども、そのの中体連の判断がある程度要望として必要という場合には、これは可能だと、現状では。現状では可能だと思います。</p>
・仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> これは、まだ議決が終わっていないけど、議決されたとして、これを現場におろすときに、しっかり市教委としての考え方を伝えなきゃいけないと思います。各校長、中体連とか競技団体へ。
・渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> この辺はどうでしょうか、判断の方は。
・濱田管理主事	<ul style="list-style-type: none"> 大会運営のためではなくて、生徒を引率した場合の審判又は大会役員とするでいかがですか。
・渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> それが基本ですよ。
・濱田管理主事	<ul style="list-style-type: none"> そこを明記する。でいかがでしょう。
・仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> 学校の用語で言うと、帯同審判というものですか。
・濱田管理主事	<ul style="list-style-type: none"> そうです。
・渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> 帯同というか、もう生徒を引率していく顧問自身が大会役員になるんです。だから、両方の仕事をしています。
・仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> 表現はお任せします。意図はそういうことです。
・渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> 他にいかがですか。
・仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> もう一つお願いします。第8条、国、県、市で3等分をして費用弁償する、あるいは報酬をとということですが、年間の支給上限額というのは、どこかで決めるんでしょうか。それとも要望や実績があればそれに応じて全て支払うということですか。
・渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> 恐らく予算が決まってくると思うので、配当実数も含めてくると思いますので、青天井で際限なくということはないと思います。
・濱田管理主事	<ul style="list-style-type: none"> それで、今のところ29人という希望者がいるということは、県には伝えてあります。それだけで幾ら来るかは予算によって。
・仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> また実数によって変わってきますね。
・濱田管理主事	<ul style="list-style-type: none"> そうです。
・仲川委員	<ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内ということになりますね。
・濱田管理主事	<ul style="list-style-type: none"> はい。
・渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> 他にいかがですか。
・委員全員	<ul style="list-style-type: none"> 質疑なし
・渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> それでは、意見の出てきた中で、第2条（6）について、扱いについて注意書きを入れるということで、他に意見がなかったというふうに思いますが、その点だけを考慮してただ今の議案について採決をしたいというふうに

<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 深野世界遺産推進課長 	<p>と思いますが、いかがでしょうか。異議なしということでもよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ では、本件を原案どおり決することにしたいというふうに思います。ありがとうございます。 ・ では、次に、日程第6、報告事項1、「佐渡鉱山の遺跡群についての課題について」です。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ 世界遺産推進課、課長の深野でございます。日ごろより私ども世界遺産推進課の特に文化財室の事務の中でも、文化財の指定案件にかかります、そういったような部分では、この委員会の中でご審議をいただいて、ご意見をいただいたりしておりますことを御礼申し上げます。本日は、世界遺産の登録に関する内容でお時間を頂戴いたしました。座って説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。 ・ お手元に資料のホチキス留めがあるかと思えます。左上に資料1、資料2、資料3というふうに付されてございます。そちらの方を参考にさせていただきながらご説明をさせていただきます。 ・ 佐渡金銀山に関しての国の文化審議会から示された課題、そして国内推薦の現状についてご説明をさせていただきます。去る7月19日に国の審議会におきまして、今年度の文化遺産の国内推薦候補、これは北海道北東北の縄文遺跡群が決まりまして、あわせて佐渡への課題が示されたところでございます。 ・ まずは、今年の審議全般に関する文化庁の説明でございますが、資料1をご覧くださいませ。今年の文化遺産の推薦候補は、佐渡と縄文でしたが、いずれもいまだ課題が残り、推薦書の提出までにはさらなる充実を図る必要があるというふうに指摘をされました。しかし、着実な登録を目指すため、推薦内容の大幅な見直しも視野に入れて、今年も国として推薦することとし、顕著な普遍的価値、OUV、Outstanding Universal Valueと申しますが、このOUVが理解しやすく、準備が総体的に進んでいると判断をされた縄文が選ばれたということでございます。近年の推薦では、イコモスの厳しい審査結果から、取り下げ、それから内容の一部見直し、そういったことが求められる事例が続いておりまして、国としても慎重になっている感もいたします。 ・ 一方、佐渡金銀山におきましては、選定理由の最後に異例の次の有力な推薦候補となり得るとのなお書きがされました。審議会からの一定の評価をいただいた結果というふうに認識しております。 ・ 次に、示された進捗及び課題についてご説明をさせていただきます。資料の2をご覧くださいませ。まず、進捗が見られた主な点が列記されてございますが、最後がいずれも何々が試みられたといったようなわかりづらい表現になっております。各資産のOUVへの貢献がそれに関する比較研究に関しては、一定の評価はされたものの、今後OUVが更新されれば、それぞれ
---	---

の変わる余地があるということで試みられたというふうな表現をしたということでした。

- ・ 次に、課題についてご説明させていただきます。課題の数だけ見ますと、一昨年、昨年と同じ5項目です。
- ・ まず、課題の1ですが、最近の鉱山関連資産の審査におけるイコモスの考え方などを分析し、よりわかりやすく説明をしてください。また、江戸時代を中心に据えたとき、既に登録されている石見銀山との違いについても明確にということでありました。
- ・ 課題の2につきましては、労働のあり方が集落構造にどのように反映をしているか、もっと踏み込んで示すべきということでありました。
- ・ 次に、課題の3ですが、明治期の機械化への移行期までを価値の柱としていますが、同じ地区、例えば北沢などでは、機械化以降の物証がある。この機械化後も価値の範囲なのか、見えにくいと。機械化後の価値として主張するのであれば、しっかりした説明が必要であるということでした。また、世界における手工業のあり方と佐渡との違いを際立たせるよう説明をしてくださいというものでした。
- ・ 課題の4につきましては、機械化には至らない鶴子銀山や西三川砂金山に関して、OUVを語る上で不可欠な資産であることをもっとわかりやすく示すべきという指摘でございます。
- ・ 最後の課題の5ですが、これまでの各種研究成果、そして技術や生産体制を裏づける遺構、歴史資料などをもっと精査をし、説明をより際立たせる工夫が必要との指摘でありました。
- ・ 以上、課題についてご説明をいたしました。昨年と比べると、OUVの本質ではなく、記述の仕方などのより細かい部分の指摘でありまして、ポイントとしましては、他の鉱山資産と明確に区別される佐渡の価値をわかりやすく説明をするということが求められたと認識しております。
- ・ いずれにいたしましても、イコモスの審査時に佐渡金銀山が主張する価値の独自性、これを理解してもらえるように、またその前段のまずは国内推薦を勝ち取ることができるよう、戦略的に対応していく必要があるということでございます。8月末には、国際専門家会議を開催いたしまして、海外の専門家も含めて、主張するこの顕著な普遍的な価値の考え方については、間違っていないということを確認いたしました。また、今回の5つの課題につきましては、個別に修正をするというよりは、相互に関連をするということで、問題提起の背景を総合的に踏まえた上で、改めて推薦書の内容を検討していくということといたしました。今後他の鉱山にはない佐渡の希少性を強調するために、推薦書の構成や文章表現をどのようにしていったらいいか、新潟県とともに海外の専門家や学術委員会、さらには文化庁からも助言をいただきながら取り組んでまいります。
- ・ 最後に、資料の3をご覧ください。平成30年、31年度の推薦資産に関する現状をご覧ください。まず、今年度の推薦者につきましては、文化遺産候

	<p>補縄文と自然遺産候補の奄美、徳之島、沖縄島北部及び西表島のうちのいずれかが推薦されることとなります。その後環境省は、今年度の再推薦を目指すことを表明しておりますし、文化庁が選んだ文化遺産候補、縄文との調整が必要となっております。ご承知のように今年度から1国の推薦は自然、文化の別なく1件となりました。現時点では、どちらになるかは不明の状態でございます。現在今後の国内推薦の選定方法については、いまだ国からの示しが無い状況ですが、佐渡は引き続き国内推薦、そして世界遺産を目指すことに変わりはありません。昨年は、市民や子どもたちへの出前、出張事業、そういったことでは36回という実績でした。今後も佐渡金銀山の構成資産の価値や魅力を広く周知する事業を展開してまいりますので、委員の皆様からのご理解とまたご支援を引き続きお願いを申し上げます。ありがとうございました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。質問等ありましたらお願いします。 ・ 丁寧な資料をつくっていただきまして、ありがとうございました。資料1の一番最後の段落を読んで、若干ほっとしたんですが、言っていることはまだレースから降りるなということだろう。そういうサゼスションがあるのだろうと思います。若干リップサービスが入っているという気はします。雑駁な感想で申し訳ない。 ・ ところが、資料3を見ると、ますますレースは厳しくなってきたということがよくわかる。そういう仕組みになっている。さあ、どうするかというのが大きな問題だろうと思います。そこで、資料2について意見を申し上げます。 ・ さっきOUV、Outstanding Universal Valueという言葉を使われました。世界遺産の話を随分昔に聞いたとき、ユニーク・アンド・オリジナルという言葉聞いたんです。そのユニーク・アンド・オリジナルというのは、簡単に言うと独自性という日本語に置きかえられるだろうと思います。そのことがまさに進捗が見られた主な点の2つ目のところに、「佐渡鉱山の独自性を明確化することが試みられた」というふうに、ある程度の評価がなされています。恐らく気持ちとしては、「試みられたが・・・」なんですね。この「試みられた」という言葉の裏に何があるか。何でこれがまだ問題になっているか、ということをお私はずっと思っています。一番最初のころから根本はこの独自性であり、ユニークであり、オリジナルであると言われていながら、ここへ来てもまだ当初から言われているこの独自性が明確に提示できないのはなぜか。これだけの頭脳を集めて、もう10年もやり、これが提示できないのは、一体何なのか。課長さんはどう思われますか、答えにくいかと思いませんけれども。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 深野世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本当に毎年の課題でブラッシュアップをしてきているつもりではありません。今回4度目の挑戦につきましては、比較研究という部分では、西洋と東アジアの比較、そしてその東アジアの佐渡というような比較表をご用意いたしました。しかしながら、その中で佐渡の独自性の手工業というものが西洋

<p>・仲川委員</p> <p>・深野世界遺産推進課長</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・渡辺社会教育課長</p> <p>・深野世界遺産推進課長</p> <p>・渡辺社会教育課長</p>	<p>にしますと、もう少し前にあって、それが機械化によって変遷をしてきた。でも、佐渡は鎖国という時代の中で、その手工業が独自に発展をした。そして、それが明治以降の近代化、機械化をいち早くなし遂げる原動力になったというようなストーリーだったんです。しかし、その比較につきましても、やはり8月末の外国の専門家の先生方に見ていただきましたら、もう少し工夫が必要だろうというふうにはご指導していただいたんです。では、一体どうすればいいかということなんですけれども、結局外国にありますあまたの鉱山の既に登録になったものと何が違うのというところがまだ比較研究で整備されていないというようなことなのかなというところで、それを深く掘り下げる労力といいたいまいしょうか。そういうマンパワーもなかなかちょっと限度に達してきたといいたいまいしょうか。難しいところではありますが、そうはいつでも、そういう宿題がおりてきていますので、それはまたきちっとお返しをしていく必要はあると思っております。海外の専門家の先生方のグローバルなご意見というのも8月末にお聞きをしましたので、それも一つヒントになるかとは思っております。</p> <p>・ 石見との明確な差別化というか、石見に対する佐渡の独自性は、確実に示せるんですね。</p> <p>・ それはもちろん本当に単純なことですけど、金と銀というのがありますし、あとは石見は一定の時期だけの産出でしたけれども、佐渡金銀山におきましては、400年以上ずっと延々と西三川砂金山、鶴子銀山、相川金銀山というものが続いて、そしてそれが残っているということは大きな違いでありますので、そのあたりはしっかりと説明をして、その違いをお伝えしていけると思っています。</p> <p>・ 他にいかがですか。</p> <p>・ 今の説明に問題があるんじゃないですか。石見銀山との鉱山資産の違いを言っているのですが、多分鉱山資産の考えで言う年数とか、金と銀という問題ではないんじゃないかなと。何年たってもいまだに石見銀山との明確な違いを説明することという指摘がここに一番最初に上がっているんじゃないかなというふうに見えるんですけど、違いますか。鉱山資産としての違いですので、それが金と銀になるのか、年数になるのかというと、明らかに石見銀山と佐渡銀山の鉱山としての成り立ちとか、文化とか、そういうものの違いをしっかりと示していかないと、鉱山資産としての違いという意味がうまくついていけないんじゃないかなとは思いますが、すみませんが、私ごときが、ご意見を申し上げて。</p> <p>・ 石見銀山の取り巻く文化、歴史といいたいまいしょうか、その辺と佐渡金銀山の内容については、今申し上げた2つですけども、それ以外のものがそこに附属するもっと別のものがあるかどうかというところは、検討の余地はあるかとは思っています。参考にさせていただきます。</p> <p>・ いまだに1番に書いてあるもの。</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがですか。変な話ちょっといいですか。例えば地質学的な観点で例えば手掘りをしていかなきゃいけない事情があるんじゃないでしょうか。つまり佐渡の場合の鉱脈というのは、随分細くて長いというのをちらっと聞いたことがあるんですけども、手掘りをしなきゃいけない状況があったのではないかな。大規模に採掘できない事情というの、トンネルのようにたくさん這っていきますよね。あれは鉱脈がミミズみたいに這っているからということですよ。その鉱脈の一端が例えば沢根の鶴子銀山とかいうところもあるんですよ。だから、産業資産で比べると、いわゆる手掘りと大規模に掘ったところというのは、近代化されればされるほど大規模に掘れるわけです。だけど、当時の技術としては、本当は例えば大量にとることもできるんですけども、することができなかったという観点があるのかなというふうに思いますけど、広範囲に細い鉱脈が通っていたということはないんですか。多分ジオの観点がこれでいくと社会教育課長、ジオの観点が抜けているんじゃないかなと思うんですけど、違いますか。そういう観点を見てもらうと、明らかな鉱脈の違いというのが出てくるのか、鉱脈の性質の。そうした場合に、その長く手掘りしなきゃいけない理由というのが出てくるんだろうと思うんです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 深野世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石英の鉱脈につきましては、日本以外の鉱脈がどうであったか、日本と違いがあるのかというふうなことはちょっと私今勉強不足でお答えできないんですけども。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 深野世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひょっとしたらそこが大事な観点かもしれません。 ・ ただ、一つ言えることは、その鉱脈は日本は江戸時代の鎖国という中で、手工業により地道に人間の手で掘り進んだ。一方、世界の方ではダイナマイトで技術が進んで、ドカンドカンと全てを残らず破壊し、回収したというような違いの中で、だからこそ佐渡は手工業であったからこそ、今もその痕跡が残っているとは言えるのではないかなと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうそう、だから両方で使えるわけですよ。つまり細いから手で進むしかないということですね。もっとだとあつたら、一遍に何十人もかけて掘っちゃえばいいわけですよ、その場所だけ集中して。その違いというのはあるのかなという気がします。あんなにミミズみたいに迷路みたいになっているという事情が一つにはそれがあるのかなというふうに思うんですけど、余りそんな話はしていないですよ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 深野世界遺産推進課長 ・ 渡邊教育長 ・ 渡辺社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうですね。 ・ ジオの観点ですね。 ・ 熱水鉱床ですからね、すき間が冷えてそのまま地盤変動で上がってきて、人間が山が削れてとれるようになったというだけの話です。石見銀山はどのような形態で銀が上がってきているのかというのはよくわかりませんが、熱水鉱床じゃないという気はするんですけど、ただ上がり方は違うかもしれません。それは地殻変動によって差が出るという。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 深野世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一応推薦書の中には、熱水鉱床とその成り立ちについては一応説明はしてございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこと産業ととり方の違いというのが出てくるかなと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 深野世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それを他国との比較というところについては。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ迷路になっているというのが一つのポイントかもしれないです。迷路ということは、小さくしかとっていけなかったということです。たくさんあったらどんととっちゃうわけですから。素人がいろいろとすみません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 深野世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ とんでもないです。ジオパークは専門でいらっしゃいますので。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化審議会の遺産部会も、はっきりさせてくれと言っているんです。どこが違うんですか。それがわからんと国内推薦できませんよと言っている。その後、それをもって世界と対決しなきゃいけないときに、どこが違うんですか、日本国内でどう違うんですか、ヨーロッパとどう違うんですか、というところを見せてくれないと戦えないです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 深野世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確かにその辺の違いを明確にするための違いの見方といましようか、そういうところはやはりもう少し工夫が要ると思っておりますし、そのあたりを次の推薦書の中にどう表現していったらいいかというところが外国の専門の先生のご意見も伺いながら取り組んでいくということだろうと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ でも、事実がないとだめですよ、実際に。比較するのは比較してみないとですし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがですか。 ・ 私も佐渡島民の一人として、非常にいろいろな、そして理科でもあるもんですから、地質関係の面から鉱山という点では、ジオと関連している。いろいろ思いはあるんですけど、そういうことじゃなくて文化遺産ということですね、今度。日本にも幾つか世界遺産があつて、何か観光とか、そういうところに行ったときに、すごく感じるのは、なぜ遺産なのかな。この地域における遺産の意味、いつも感じるんです。決して形だけ残そうというようなものじゃないんだらうな、思いや願い、当時その地域、その文化をもっていた鉱山に携わっていた人たちがどういう思いや願いをもって取り組んでいたのかな。そしてそれを誰が支えていたんだらう。この佐渡の場合は、そういう意味では幕府というのはちょっと得体の知れないことですが、そればかりじゃないんでしょうけれども、一時はそうだったと思うんですが、そういう中でこれが世界遺産というのも幾つもあります。本当に、例えば沖縄の首里城といつても、あの華やかな、これは世界遺産ではありません。説明する人は言います。えっというと、本当の世界遺産はこの建物の下にあるほんのわずかな戦争でもう破壊されて残った石垣なんです。これがなかったら首里城は世界遺産の指定にはならないんです。こう言われたの、すごくびっくりしたんです。

	<ul style="list-style-type: none"> • それから、またほかのいろいろな昔の村の跡とか、ええっこれがというんですが、そこにはちゃんと文化が感じられる資料とか、そういったものが残されていて、しかしみんな破壊されて、その石垣しか残っていないと。かつてはこういう生活がなされていたんだというのが非常に資料が充実しているな、そういう人の営みが見えるというのか、そこへ行って。それに特色があるなという気がする。ローカル色があるといいますか、時代の特色がある。そういう点で、また改めて佐渡のといった場合に、佐渡へ帰ってくると世界遺産にという旗が佐渡汽船にぼんと並んでいる。これじゃないよなというのは痛切に感じる。観光とはまた別の、それはもちろん観光につながれば最高ですけども、そうじゃなくて、もっともっと本質なところがどうなっているんだろうということを考えるんですが、私はちょっと当時の思いや願い、特に相川に住んでいた人たち、その人たちがどういう思いでこの地域に生きてきているのかな。2代目、3代目はどうなっていたんだろうかということは何々村史、町史といったようなのをもうちょっと調べると、金山についての資料はいっぱいある、幾らでもあるんです。いっぱい私も見せてもらいましたが、人が見えないなという、そこに住んでいた人の思い、願い、文化的なものが今度どうだろうといったときに、ちょっと私自身これは佐渡に生まれているけど、そういう点ではよくつかんでいないなという反省を込めて今言いました。
<ul style="list-style-type: none"> • 深野世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> • 私も本当に個人的にもやっぱり遺跡という不動産と、そして人の営みというところは、ぱっと見ただけでは理解しがたい。そこにはやっぱり説明が必要、その説明を聞くと、ああ、なるほどなという部分があって、その辺をどうお伝えしたらいいかというところは、やっぱりこういった遺跡の課題だとは思っております。例えば長崎と天草の潜伏キシリタンにしても、それはその当時の歴史を伝えることによって、同じ景色でも全く考え方が変わってくるというようなこともありますので、そういう伝え方、確実にそこに人々の営みがあった。集落体系なんですけれども、今は遺跡となって真っ平らなテラス、でもここにはかつてはあったというようなことがもっと豊かに説明ができれば、それは一つのポイントにはなるかとは思います。
<ul style="list-style-type: none"> • 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> • そういう点で私とても金山でいくと、この思いを感じるのは、やはり第3駐車場から金山の方へ行く旧村があったという感じ、住居があった、木は生えているけど、ところどころに石がいっぱいもとの屋敷の跡が辛うじて残っている。ああいうところにどういう思いがあったのかなと思って、誰も通りませんけど。
<ul style="list-style-type: none"> • 深野世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> • まさに上相川については、ここにも少し触れていますけれども、8月の実は専門家会議の中でも、今のようなお話が上がりまして、それはもっと強調してもいいんじゃないか、集落体系というものがどうであったかというところ、そういう話が出ましたので、そういう今のご意見なども今後の推薦書のブラッシュアップにつながっていく内容になるかもしれない、かもしか言えないんですけども、同じような意見交換がなされました。ありがとう

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 市橋子ども 若者課長 	<p>ございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他によろしいですか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ では、続けます。報告事項2、「相川地区統合保育園建設計画の進捗について」です。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ それでは、相川地区統合保育園建設計画の進捗ということでご報告をさせていただきます。 ・ ご承知のように今年度6月から相川保育園、あいかわ幼稚園、稲鯨保育園、この3園の保護者の方々と意見交換を重ねてまいりました。10月15日稲鯨保育園に第3回目の意見交換に入る中で、やはり稲鯨保育園については、統合は反対だというようなご意見が多かったのは事実でございます。ただ、個別の意見交換を重ねてまいりましたけれども、佐渡市が統合したいという方針に対して、わかるよというような方々もいらっしゃる中で、やはり地域に保育園がなくなるということについては、なかなかそうだねと、わかりましたというところにはいかなかったというのが現状でございます。 ・ ただ、当初私ども掲げておりました3園の統合、それから相川地区の高台への建設というところの方針を変えるまでのご意見がなかったというふうに私どもは理解をしております。その上で、来月、11月19日に地域の方に説明に参りたいというふうに考えておりますので、ご報告をさせていただきます。ただし、今週末に庁内で再度会議が開かれますので、その中で市の最終的な方針を市長にご判断をいただくというところはございますけれども、原課としましては、現在の3園統合、それから相川地区、文教ゾーンとして可能であれば相川中学校、小学校の近隣の平地に建てたいというふうには考えておりますけれども、最終的なジャッジメントを市長に判断を仰ぎたいというふうに考えております。 ・ 幼稚園につきましては、やはり平場というところの用地をご希望されたご意見が多数決が多かったです。ただ、平場のご要望があった中で、再度私ども協議をしましたが、やはり子どもの安全を第一に考えるというところについて検討した結果、平場への建設というところは、佐渡市としては判断できない、ここへは建てられないというようなことで、幼稚園の保護者の方々にはご説明をさせていただきました。その上で、市の方でリーダーシップを発揮して、そのような形で進めていただけるのであればということで、ご理解をいただいているところでございます。 ・ 相川保育園についても同様で、昨年度からずっと経過として説明してまいりましたので、基本は高台にというようなところについては、100%の賛成をいただいているわけではございませんけれども、おおむね市の方針としてというところはいただいておりますのでございます。 ・ 報告については以上です。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問等ありましたらお願いします。 ・ 資料ありがとうございました。心からお疲れさまと言いたと思います。一定の合意形成を進めるというのは大変な仕事です。みんないろいろな意見をもっていますので、全員が100%それでということにはなかなかならないと思うんですが、丁寧にやっていただいて前へ進めていただきたいと思います。 ・ 大きく2つのことが書いてありますが、新しい相川統合保育園については、平地と高台と両方意見があるけれども、平地の方が多数ではあったが、市としては安全を最優先して高台に建設したいというのは、筋が通っていると思います。最終決断がいつになるかわかりませんが、このような方向で私は個人的にはいいと思っています。 ・ もう一つの稲鯨の件ですけれども、言っていることは3つです。地域に保育園がなくなることの喪失感、これは情緒的な問題です。2番目は送迎の負担、これはバスで解決できる問題であろうと考えます。3つ目、少人数での家庭的保育の愛着、情緒的な問題です。何かいろいろなことがまざっておるんですけれども、この3つについては、どのように説得する予定ですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども 若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に保育園がなくなることの喪失感という意味では、ご意見いただいたのは、やはり自分の親も、その上の親もこの保育園で学んだので、非常にこの保育園に愛着がある。そこがなくなることは佐渡市が地域の過疎化を促進するのではないかというようなご意見までいただきました。ただ、私どもとしては、確かに地域に愛された保育園ではある。だけれども、佐渡市と相川地区全体の子どもの保育を考えたときに、統一した保育園として新しいこども園として相川地区全体で子どもたちを見守っていきたいんだというようなこととお話をさせていただきました。 ・ それから、送迎の負担については、今仲川委員おっしゃったように、送迎バスは走行する予定であります。ただ、今までだと、やはり近くにあったので、おじいちゃん、おばあちゃんが畑仕事しながらでもすぐに行けた保育園が今度は相川まで行かなければいけないといったときに、かなり距離的な問題があるねというところは、ご意見として承ったところです。ただ、それについては稲鯨から相川地区、例えば相川の町場までといったときに、高千から相川の町場へ来ることを考えれば、同じ相川地区でも全く私は子どもさんが例えばぐあいが悪いとか、そういうときに来ていただくのは、距離感としては問題がないというふうに考えておりますので、そこは子どもさんを安全に保育園に送迎をする、ご家庭に帰すというところを大前提に考えさせていただきたいというふうにご説明をしております。 ・ それから、少人数家庭的保育というところなんです、確かに小さいなりにいいことがある。でも、デメリットもある。大きいながらのメリットもデメリットもあるというところを説明してまいりました。今現在ですと、金井保育園、それから両津東保育園が統合してございますが、その保育園の園長に聞いたときに、やはり小さい保育園ではできなかった競争心ですと

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 	<p>か、子どもたちのそういう切磋琢磨すること、それから人数が増えたことによって、年齢に応じた活動ができるようになったというような意見をいただいておりますので、私どもとしては統合することにより、保育効果を高めたいというのが市の狙いでもございます。なので、そういったところを説明をし、稲鯨についてもそれは理解はできるけどということまではいったかなというふうには考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがですか。他に質問等ございませんか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。ありがとうございました。 ・ 次に、報告事項3になります。「学校情報」です。この報告事項3については、個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・ 挙手 ・ それでは、報告事項3を秘密会とすることにいたします。 ・ 恐れ入りますが、傍聴者の方しばらく退席ください。 ・ 【秘密会】 ・ その他として、事務局から何かございますか。 ・ 私から2点お願いします。 ・ 1点目です。畑野行政サービスセンターの来年度の活用について少し情報を入れさせていただきます。このような別冊のプリント、ちょっと楷書体でつくってあるものですが、畑野行政サービスセンター3階、4階フロアを佐渡総合教育センターとして活用する構想についてという長いタイトルがついておりますけども、これについて少し説明します。 ・ 佐渡市教育委員会は、現在建設中の両津支所が完成すると、現在両津支所が入っている旧佐渡島開発総合センターに移転します。現在の計画では、引っ越しは平成31年1月下旬ということで予定しています。それに伴って、この畑野行政サービスセンターの4階があき、また現段階で利用したいと強く希望している部署がないというような情報を得た中で、私どもの方で4階の全フロアと、できれば3階の一部も貸していただき、来年4月から佐渡総合教育センターとして活用したいと市長部局に申し出ました。10月22日には、私と総合教育センターの所長2人で、市長に面会を求め、お願いに出向き、内諾をいただいているところです。 ・ 総合教育センターの整備に伴い、現在未設置の佐渡市教科書センターの設置、それから現在両津小学校内にある視聴覚ライブラリーの移転もある程度行いたい、さらには現在真野図書館内にある適応指導教室、あすなろ教室のことですが、これも移転して、佐渡市の教育研修等を推進するセンターとして、一括した形で整備していきたいと現在では考えています。総合教育センター所長と担当指導主事の方が中心となって、部屋の利活用方法等原案を作成しました。それが今お手元に配られているこのプリントです。管理主事、
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 山田学校教育課長 ・ 仲川委員 ・ 山田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<p>指導主事、教育指導主事等で検討もしてもらっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2枚目の配置図があるんですが、ご覧ください。表面が4階の配置案、裏面が3階の案となっています。これまだまだ原案であり、私自身がちょっと見ただけで、ちょっと改善した方がいいかなと思う点やここはちょっと課題だなと思う点が幾つかありますので、この後みんなで知恵を出し合って、よりよい使いやすい総合教育センターになるように進めていきたいというふうに考えています。 ・ いかがですか。 ・ 全体としては悪くない案だと思うんですが、1つ、あすなろが気になってしょうがない。あすなろの子どもたちが4階に上ってくるという、それは心情的にどうなんですか。学校へ行けない子どもが、この公の施設の中で階段を上らせる。来にくくならないかね。 ・ 1つには、エレベーターがありますので、そちらを使って4階まで。 ・ 向こうの奥まで行かなきゃいけない。 ・ 裏口から入っていただければ。 ・ 基本的にはそういう子たちがなかなか来られないというのは、ある決まった時間に学校へというパターンがあると思うんです。それはなかなか行きづらい。学校でなければというのがある意味、可能なんです。例えば他の市町村で言うと、公共施設の中にあったり、図書館の中にあたりというのがあります。それから、今回の場合には目的として、例えばたくさんの部屋が、多くの部屋が今よりも確保できるというところがあります。一つの部屋にいて、そのほか違う部屋も例えばカウンセリング室に使ったり、親子との対話の場面で使ったりというゆとりが少し出てくるというところがあります。基本的に子どもたちを送迎するのは親御さんが送迎してくるわけです。バスを使っている生徒は、今のところ一人もいません、公共機関を使っているのは。全員親御さんが運んできますんで、ここまでに来る手段としては確保できているかなというふうに思います。 ・ あとここ支所の障壁というのが学校というものがついていないところがないというところだと思います。 ・ 学校というものがついていないというのは、どういうこと。 ・ つまり学校ではないということです。彼らが来にくいのは、公教育という学校の場には行きたくないんです。そういう面がありますので、行きづらいと言った方がいいんでしょうか。断定はできませんけども、そういう面があるので、こういう施設であればそれなりに場所のゆとりが確保できるというふうに思います。 ・ 教育長が言うのは、賛成なんです。この子たちが衆目の中で毎日来てくれればありがたいけど、あのルートを通って上まで上ってくるのかな。目立つな。だから配慮が何かできないかな。動線を考えて、公の職務をしている
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>人あるいは外から役場へ来る人に目立たないような形で教室まで上ってこれればありがたいなという、そういう意味なんです。この施設を使うのは、悪いとは言っていません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私が言ったのは、ここが言うならば隠れ家的な位置にあることは間違いないなという意味で言っているわけです。 ・ 隠れ家にどうやって入るかなんです、私は。 ・ それは、今課長が言ったようにエレベーターとか、裏口もありますんで、ちょっと方法については。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考えてください。 ・ 私も同感なんです。真野の駐車場の体育館の反対側に今あるんですけど。変わっていませんよね。非常にいいところがあるなと思って、やっぱり動線が違うんです、一般の人と。この場合、研修室ですから、先生方がかなり出入りする。出入りしないこともあるんですけど、活用すればするほど、そういう研修室に囲まれているところに入る。課長さん今工夫していききたいということでしたし、できれば本当はこの4階がいいと思いますが、階が低い方が、本当は1階か、2階があれば一番いいかなとは思っています。 ・ それから、もし4階であればやはり突き当たりの部屋とか、廊下に出ても先生方とは会うようなこともない、先生方の声が聞こえるのもやっぱり支障があるかなと。 ・ それから、センター長もここへ来るんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まだその辺は検討中です。ずっとここにいるということはまずできないので、週に何回か日を決めるなり、研修会があれば当然来ますけど、センター長だけでなく、担当指導主事と、あと掃除等も自分たちでしなければいけませんので、その辺もやっていただくことになります。基本今のところ第1研修室のところを仕切って事務室を置くという案になっているんですが、私まずこれには反対をされていて、研修している途中で電話鳴ったらどうするのというふうな話あります。それから、一番端っこの部屋、今社会教育課が入っているところに視聴覚ライブラリー室と佐渡教科書センター室となっているんですが、これも私反対で、ここ空調が効くいい部屋なんです。だから、ここをそれこそあすなろか、研修室に使ってほしいし、むしろ空調のないような第4研修室あたりにいわゆる物を置くような部屋にした方がいいというふうには、これ原案でまず出てきた段階のところ、私の意見としては付けています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こういうものを入れたいという。 ・ いずれにしても、今まで総合教育センターという名前だけあって実体が無かったものを実体化していきたいと。実体化する以上は、何かしら教育施設をそれなりに集めた集合体であった方がいろいろ利活用もしやすいんじゃないかというのが原点にあるんですけども、ただ今おっしゃったように、その特性によっては、そこにいることが不向きなもの当然あると思いますので、それはこれからまたそれこそ現場の職員等とも検討まだしております。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 	<p>ん。ここだけ、センター内の話だけになっていますので、教育委員会内だけの話なので、この後もそれについては少しずつ進めていくということになります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしいですか。では、次、お願いします。 ・ 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書というものについて、分厚い冊子を皆様の方にお配りさせていただきました。これについて説明させていただきます。 ・ これは、平成29年度、昨年度の事務対象について行われるものです。この報告書は、皆様ご存じかと思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により作成するもので、佐渡市教育委員会は平成28年度から、前年度つまり平成27年度の事務対象の評価をしておりますので、今回で3回目となります。これまで2年間は、1年目の報告書において外部評価者からの指摘を受け、数値目標を加えるなど、書式を大幅に変更したことから、完成が大きく遅れておりましたが、29年度報告書で評価表の項目と内容がほぼ固まったと判断したことから、今年度は早目に教育委員会の皆様方にお示しすることがまずはできました。今後委員の皆様から内容の確認をしていただいた上で、外部評価を例年どおり行いまして、今年こそは、今年度中に議会に報告したいというふうに考えています。 ・ 詳細については、伊藤補佐の方から補足説明をお願いします。 ・ それでは、簡単に説明いたします。 ・ 構成は、昨年度と同じ形になっております。担当者には、前回の総評にもありましたが、指標と目標値の設定に当たっては、十分吟味して精査するようにということで、そここのところをよく見てもらうようにしてあります。 ・ 詳細については、ここでは割愛させていただきますが、次の定例会で提案できるように事務を進めていきたいと思っています。あわせて外部評価委員の方からヒアリングも含めて11月中にやって、委員の皆様からもご意見をいただいて、これを完成していきたいと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最後の方に外部委員の講評がつくということですね。次回の教育委員会ですか。 ・ 次回に上げられるように進めていきたいと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それまで見ていただいて、ご意見があったら寄せていただきたいというふうに思います。 ・ ご意見に関しては、次回の教育委員会ではなくて、それより早くいただいた方がいいわけですよ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうです。 ・ 何かしら書いてメモして送っていただくとか、そういう形をとった方が次に検討していると、また遅れていく原因になりますので。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊藤学校教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それについては後日メール等でいただいてよろしいでしょうか。

<p>育課長補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 ・ 山田学校教育課長 ・ 佐藤委員 ・ 山田学校教育課長 ・ 佐藤委員 ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 渡邊教育長 ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メールより、ここへ書いてもいい。その方が楽でしょう。 ・ むしろ実現可能な期日を決めていただいて、何らかの方法のこちらに送っていただくという。 ・ 議事録もありますし。 ・ それを含めて例えば評価委員の方に、今度外部評価をお願いするにしても、教育委員会のフィルターを通ったものでお示ししないとまずいと思いますので。 ・ 書き込んだ方がいい。 ・ 例えば2週間なら2週間で区切ってもらおうとか。 ・ 付せんとかでもいいですし、わかりやすいように。 ・ どういう方法でも構いませんので、そこに書き込むなり、付せんを書いていただくなり、活字で打ったものを張っていただいたりしながら、伊藤補佐の方に、いつまでにしましょうか。 ・ できれば12日、月曜日までをお願いします。 ・ では、次に学校視察の件です。 ・ 今まで外部の視察等ができなかったんですが、11月に学校視察と給食の試食会を兼ねて実施したいと考えております。つきましては、日程等ではできれば次回の教育委員会の開催日と同じ日で、午前の遅い時間帯から参加していただき、それが終わってからの委員会開催というふうにできればと思っております。学校の視察に当たりまして、委員の皆様からこういうところに行きたいとか、何かご希望があればそれを聞かせていただければと思います。最終的にはこちらの方で決定したいと思います。 ・ 一応日程の方は、11月の27か28ぐらいにこの後事務局から話があると思いますが、日程先の方がいいですか。うんという声がありますが、日程先をお願いしてもいいですか。 ・ 次回の定例会の日程についてですが、事務局案としましては、11月27日の火曜日若しくは28日水曜日で、2時くらいからの設定にしておく、先ほどの件とのつながりができるかと思えますし、遠方を希望されるようであれば、教育委員会会議の開催時刻を遅らせて対応するという形になると思いますが、いずれかの日の午前の半ばぐらいの時間から午後ということで日程いかがでしょうか。 <p>【委員の都合を聞いて調整し、定例会は11月28日で、時間は追って連絡することに決定した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上で平成30年第13回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後 6 時00分終了</p>
---	---

